

令和5年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

1 見直しの理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、以下の項目について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 条例の改正項目について

(1) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（公布日：令和5年6月28日）

■軽減判定所得	
<p>【改正前：R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1） +28.5万円×被保険者数^{※2} 2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1） +52万円×被保険者数^{※2} <p>※1 給与所得者及び年金所得者 ※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。</p>	<p>【改正後：R5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1） +29万円×被保険者数^{※2} 2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1） +53.5万円×被保険者数^{※2}

○軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は29万円（R4：28.5万円）に、2割軽減は53.5万円（R4：52万円）にそれぞれ引き上げた。 ※7割軽減基準額は据え置き。

(2) 影響額

軽減額等の比較…令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算

区分	改正前（R4）		改正後（R5）		影響額等	
	軽減対象 世帯数 ①	軽減額 （千円） ②	軽減対象 世帯数 ③	軽減額 （千円） ④	軽減対象 世帯数 ③-① ③-①	軽減額 （千円） ④-② ④-②
5割軽減	5,719	228,181	5,788	230,787	69	2,606
2割軽減	3,952	63,317	4,070	65,270	118	1,953
合計	9,671	291,498	9,858	296,057	187	4,559

令和5年度当初賦課時の所得状況で試算すると、

改正前（R4）の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯は、

9,671世帯、軽減額が、2億9,149万8千円に対し、

改正後（R5）は、

9,858世帯、軽減額が、2億9,605万7千円で、

軽減対象となる世帯は、187世帯の増となり、差額の455万9千円が減収と試算されるが、軽減された保険税は、県が4分の3、市が4分の1を負担することとされており、このうち、市負担分については地方交付税措置される。